

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証（被保険者証）および減額認定証など（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

7月4日から、役場住民生活課 生活グループおよび問寒別出張所で、新しい保険証の更新手続きを行います。併せて、引き続き減額認定証などの交付対象に該当する方の更新手続きも行います。

現在ご使用の保険証および減額認定証などの有効期限は、令和4年7月31日までです。8月1日以降は新しい保険証および減額認定証などをご使用ください。

新たに減額認定証などの交付対象で下記の交付要件に該当される方は、役場住民生活課 生活グループからお知らせいたします。

更新手続きには、印鑑と現在お持ちの保険証、減額認定証などをお持ちください。

新しい保険証は黄色です

新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。
窓口負担割合の見直しに伴い、9月中にすべての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。
(窓口負担割合が変更とならない方も含まれます。)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 ○○年 9月 30日	
交付年月日 ○○年 7月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印 (朱)



【限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象】

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方

【限度額適用認定証の交付対象】

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当せず、住民税課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証等は水色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 ○○年 7月 31日	
交付年月日 ○○年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	○○年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	○○年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印 (朱)

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 (札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階) 電話 011-290-5601
住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812